

伊賀上野観光協会DMO観光パンフレット広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀上野観光協会DMO（以下「DMO」という。）が作成する観光パンフレットに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光パンフレットとは、DMOが作成する観光パンフレットをいう。
- (2) 広告掲載とは、広告媒体に民間事業者等の広告を掲載することをいう。
- (3) 広告主とは、広告媒体への広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告枠の規格等)

第3条 広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は、別に定める。

(広告の掲載基準)

第4条 次の各号に該当し、又は該当するおそれがあると認められるものについては、当該広告を掲載できないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (5) 他を誹謗、中傷又は排除するもの
- (6) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないなど虚偽であるもの
- (7) 広告の内容が不明確であるもの
- (8) 広告主の名称が明示されていないなど、責任の所在が不明確であるもの
- (9) 不当な比較広告
- (10) 次のいずれかに該当する業種・事業者の広告
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - イ 消費者金融（貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する「貸金業」）
 - ウ ギャンブルに関わる業種
- (11) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (12) その他、掲載する広告として適当でないとDMOが認めるもの

(広告の募集等)

第5条 広告は、原則としてホームページで公募するものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設定したときに行うものとする。
- 3 DMOは、公募を行うにあたり、広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、別に定める様式によりDMOに申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 DMOは、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条の規定に基づき審査を行い、決定するものとする。

- 2 第3条に定める枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、伊賀市に事業所、事務所等を有する法人、団体及び個人事業主による広告の中から、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿(版下)を、DMOが指定する日までに、DMOに提出するものとする。

2 広告原稿の作成に関する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、別に定める。

2 広告主は、広告掲載料を、DMOが指定する日までに一括納入するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 DMOは、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項の規定により定められた期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 第9条第2項の規定により定められた期日までに広告掲載料が支払われなかったとき。
- (3) 第4条の規定に反すると判断したとき。
- (4) 広告主が自己の都合により書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

2 前項の規定に基づき広告の掲載を取り消したことに起因してDMOに損害が生じたときは、広告主がその賠償の責を負うものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 DMOは、原則として支払いを受けた広告掲載料を返還しないものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、DMOと広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。